

令和 8 年度

鳥取県立皆成学園等給食調理業務委託に係る
公募型プロポーザル

募 集 要 項

令和 8 年 1 0 月

鳥 取 県 立 皆 成 学 園
鳥 取 県 立 中 部 療 育 園
鳥 取 県 立 倉 吉 養 護 学 校

目 次

1 章 委託業務の内容		
1	受託者が行う業務	P 2
2	県及び受託者の責任の分担	P 3
3	委託期間	
4	委託料	P 4
5	委託料の算定方法	
6	委託料の支払方法	P 5
2 章 応募資格及び応募手続き		
1	応募資格	P 5
2	募集及び選定等の日程	P 7
3	募集要項の配布	
4	質問の受付及び回答	
5	現場説明会の開催	
6	応募の手続	P 8
3 章 委託業者の選定方法及び契約締結		
1	委託業者の選定方法等	P 9
2	契約の締結	P 1 1
3	実施状況の報告等	
4 章 その他		
1	適正な委託業務の継続が困難になった場合における措置	P 1 1
2	災害時の施設使用	
3	添付資料	P 1 2
4	その他	
別紙 審査に当たっての基本的な考え方		P 1 3

様式

・・・・・・・・・・別途様式集あり

鳥取県立皆成学園等給食調理業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

鳥取県立皆成学園、鳥取県立中部療育園及び鳥取県立倉吉養護学校（以下「鳥取県立皆成学園等」という。）では、鳥取県立皆成学園に設置されている厨房施設で実施する調理業務について、民間事業者の高い技術力等を活用するため、給食調理・配送・配膳等の業務を民間事業者に委託しているが、令和9年3月31日に契約期間満了となるため、令和9年4月1日からの業務について委託する。

委託する民間事業者の選定にあたっては、給食の質の保持と調理業務等の安全性、効率性及び継続性を確保するため、提案書に基づく公募型プロポーザル方式を採用する。

この募集要項は、調理・配送・配膳委託に関して必要な事項を定めたものである。

1章 委 託 業 務 の 内 容

1 受託者が行う業務

（1）業務内容

受託者は、鳥取県立皆成学園等における給食調理業務及び付随する業務を行うこと。

（2）施設の概要

項目	鳥取県立皆成学園 （以下「皆成学園」 という。）	鳥取県立中部療育園 （以下「中部療育園」 という。）	鳥取県立倉吉養護学校 （以下「倉吉養護学校」 という。）
所在地	倉吉市みどり町 3564-1	倉吉市上井 503-1	倉吉市長坂新町 1231
設置目的	福祉型障害児入所 施設	医療型児童発達支援	特別支援学校
定員等	入所児童数 45 名 職員数 76 名	通園児童数 10 名 職員数 11 名	児童生徒数 130 名 教職員数 138 名
年間予定提供食数	37,646 食（おやつ 含まず）	180 食	45,120 食
平均運搬食数	—	1 食／回	235 食／回
皆成学園からの距離	—	約 4.3km	約 2.5km

（3）留意事項

ア 委託業務の内容については、鳥取県立皆成学園等給食調理業務委託仕様書によること。

イ 受託者は、本件業務の全部又は一部を、鳥取県立皆成学園等の書面による許可なくして第三者に請け負わせ、若しくは代行させてはならないこと。また、施設等を使用させてはならないこと。

ウ 委託中に受託者から調理施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、鳥取県（以下「県」という。）が施設の改修を行うことがある。

エ 受託者の職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の規定に基づき、あらかじめ県の使用許可を受け、その使用料を納入する必要があること。

2 県及び受託者の責任の分担

県及び受託者の責任は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県及び受託者が締結する協定で定める。

項 目		責任分担	
		県	受託者
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増		○
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		○
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増	協議事項	
	上記以外のもの	○	○
不可抗力	不可抗力（震災、暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は受託者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的現象）に伴う施設等の損壊等により、委託業務が実施できないこと	協議事項	
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
火災保険の加入		○	
委託業務に要する経費（上記のうち県の責任分担とされたものを除く。）の負担			○
包括的管理責任		○	

3 委託期間

委託期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。ただし、次に掲げる場合には契約を解除することがある。

- (1) 受託者の責に帰すべき理由により、業務を遂行する見込みがないと県が認めたとき。
- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 受託者の故意又は過失により、県に重大な損害を与えたとき。
- (4) 受託者の故意又は過失により、この契約の業務を行うにあたり、第三者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 関係諸法令及びこの契約の各条項に違反し、県及び所管官庁が改善を指示しても改善されないとき。
- (6) 受託者が銀行取引停止処分、差押、仮差押、競売、強制執行等の申立てを受けたとき又は破産、会社更生法適用、和議等の申立てが行われたとき。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (8) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- ア 暴力団員を役員等とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉等のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者と商取引を行うこと。

4 委託料

- (1) 提案上限額及び提案下限額（消費税及び地方消費税の額を含む。）（3年間）
- ア 提案上限額 一金 225,849 千円
 - イ 提案下限額 一金 150,566 千円
- (2) (1) の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。
- (3) 提案上限額を上回る額又は提案下限額を下回る額を提案した法人等は失格とする。
- (4) 消費税及び地方消費税の額は全て10%で積算すること。
- (5) 参考（委託料の提案上限額の内訳）

委託者名	委託料	摘要
皆成学園及び中部療育園	135,480 千円	管理運営費及び食材料費の合計額
倉吉養護学校	90,369 千円	管理運営費の額
合計	225,849 千円	

（注意）倉吉養護学校に係る給食食材費は別途、単価契約を締結するため、委託料に含めないこと。

5 委託料の算定方法

委託料を管理運営費と食材料費に分け、それぞれ以下に定める額の合計額を委託金額とする。

- (1) 管理運営費
- (2) の食材料費以外の人件費及び管理運営に要する経費とする。
- 詳細は「鳥取県立皆成学園等給食調理業務委託仕様書『3章 費用の負担区分等』（P7）」を確認すること。
- (2) 食材料費
- ア 給食に用いる1食当たりの食材料の契約単価（以下「単価」という（消費税及び地方消費税の額は除く。）は次のイのとおりとし、この単価に食数を乗じた額とする。
 - イ 標準単価の提案上限額及び提案下限額

委託者	上下限	朝食	昼食	夕食	おやつ	増額行事食
皆成学園	上限額	346 円	450 円	554 円	78 円	612 円

	下限額	330 円	429 円	528 円	75 円	583 円
中部療育園	上限額	—	450 円	—	—	612 円
	下限額	—	429 円	—	—	583 円

ウ イの金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

エ 提案上限額を上回る額及び提案下限額を下回る額を提案した法人等は、失格とする。

オ 行事食等の経費（以下「増額行事食」という。）については、この食材料費に含むものとするが、朝・昼・夕食の額に加えること。

行事食の内容については、「鳥取県立皆成学園等給食調理業務委託仕様書に係る別紙『別紙6：年間行事一覧表（主なもの）と予定食数』（P14, 15）」のとおりとすること。

カ 倉吉養護学校に係る標準単価（案）は、金 450 円とするが、この額は皆成学園及び中部療育園の上限額を基に算定したものであり、提案価格により今後、改める場合があることに留意すること。

ただし、倉吉養護学校に係る標準単価（案）には、パン及び牛乳は含まないこと。

6 委託料の支払方法

委託料は、月を単位に支払うものとし、次により算出した管理運営費と食材料費の合計額を、受託者から正当な請求書を受けた日から 30 日以内に支払う。

（1）管理運営費

契約で定める管理運営費（消費税及び地方消費税の額を含む。）の 36 分の 1 に相当する額とする。ただし、1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てることとし、契約年度末の最終支払月に差額の精算を行うこととする。

（2）食材料費

毎月ごとに、受託者は業務実績報告書を提出し、県の検査を受け、業務実績報告書に記載する区分（朝食、昼食、夕食、おやつ、増額行事食）ごとの食数に、それぞれの単価を乗じて得た額に 100 分の 110（消費税相当）を乗じて得た合計額とする。ただし、1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てることとする。

2章 応募資格及び応募手続き

1 応募資格

本件業務の委託に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、ア、キからサまで及びスについては、応募書類提出後であってもその要件を満たさなくなったときは、委託の相手方となる資格を失うものとする。

ア 鳥取県内に事務所を置く法人等であること。

イ 委託業務を開始する日までに、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する営業の許可その他本件業務に関連して必要な法令に基づく許可、認可等を受けることが確実であること。

ウ 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の

給食に登録されている者であること。

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 8 年 10 月 22 日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより調達公告の 4 の（2）の場所に提出すること。この際、この公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該登録申請書類の提出後速やかに調達公告の 4 の（2）の場所に必ず連絡すること。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人等であること。

オ 本件調達の公告日から本件業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていないものであること。

カ 募集の受付期間の最終日から起算して 1 年前の日までの間に労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

キ 募集の受付期間の最終日から起算して 3 年前の日までの間に、福祉施設関係給食業務又は学校給食業務において食品衛生法の規定に基づく営業停止処分を受けた法人等でないこと。

ク 食品衛生法の規定により許可を取り消された場合、当該取消しの日から起算して 2 年を経過していること。

ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

コ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等でないこと。

シ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

ス 鳥取県議会の議員、知事、副知事、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 5 第 1 項及び第 2 項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。

セ 応募書類提出の日において、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本県から給食調理業務に係る委託の契約を解除され、又は委託契約の選定を辞退した法人等（以下「委託取消法人等」という。）にあつては、当該取消し又は辞退の日から起算して 3 年を経過していること。

ソ セの応募資格を満たさない委託取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

2 募集及び選定等の日程

受託者の募集は、次の日程により行う。ただし、プレゼンテーション以降の日程は、予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

募集要項の配布	令和8年10月13日（火）から同年11月13日（金）まで
現場説明会	令和8年10月30日（金）
質問の受付	令和8年10月13日（火）から同年10月27日（火）まで
質問に対する回答	令和8年11月6日（金）
応募書類提出期限	令和8年11月13日（金）
第1次審査結果通知	令和8年11月下旬
第2次審査	令和8年12月中旬
第2次審査結果通知	令和9年12月下旬（受託候補者決定）
契約書の締結	令和9年3月下旬

3 募集要項の配布

募集要項は、次のとおり配布する。

- (1) 配布期間 令和8年10月13日（火）から同年11月13日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 鳥取県立皆成学園
〒682-0854 倉吉市みどり町3564-1
電 話 0858-22-7188
ファクシミリ 0858-22-7189
メールアドレス kaisei@pref.tottori.lg.jp

4 質問の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期間 令和8年10月13日（火）から同年10月27日（火）まで
- (2) 受付方法 質問書（様式第1号）に記入の上、3-（2）の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、ホームページにも随時掲載する。

5 現場説明会の開催

- (1) 日 時 令和8年10月30日（金） 午後0時15分から午後1時まで
- (2) 場 所 鳥取県立皆成学園 厨房棟
- (3) 申込方法 応募説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者（各法人等2名まで）を明記の上、郵送又は電子メールにより、令和8年10月23日（金）午後5時15分までに、3-（2）の場所へ申し込むこと。
- (4) 集合場所 鳥取県立皆成学園 会議室（管理棟）
- (5) 集合時間 正午（受付 午前11時45分）
- (6) 駐 車 場 管理棟前駐車場

6 応募の手続

(1) 応募書類の受付期間及び時間

令和8年10月13日（火）から同年11月13日（金）までの日（休日等を除く。）
の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 応募書類の提出方法及び提出場所

ア 応募書類は、持参又は郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。）により提出すること。

なお、郵便等による提出は、令和8年11月13日（金）正午までに到着したものに限り受け付ける。

イ 応募書類は、3－（2）の場所に提出すること。

ウ 提出書類の様式

（ア） A4版（A3版を折り込んでA4版とすることは可）用紙・縦型・横書き、左とじ、ページ番号を付けること。

（イ） 添付書類を含めA4版フラットファイル又は A4版チューブファイルに綴じること。

（ウ） ファイルの表紙及び背表紙には、「令和8年鳥取県立皆成学園等給食審査に係る提案書」と明記し、応募法人名等を記載すること。

(3) 応募書類

次の書類一式をまとめて提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。

書類名	
様式第2号	参加表明書（兼応募資格審査申請書）（添付書類含む）
様式第3号	学校給食業務実績書
様式第4号	企画提案書（各項目ごと）
様式第5号	提案見積書
様式第6号－1	費用内訳書
様式第6号－2	費用内訳書
様式第7号	法人等の概要
様式第8号	応募に係る宣誓書
様式第9号	審査に係る提案書提出書
任意様式	会社概要（PR用パンフレットも可）

(4) 応募書類の提出部数等

正本1部と副本13部（副本は、複写可とする。）

(5) 応募に当たっての留意事項

ア 著作権

法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属することとする。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができることとする。

イ 提出書類の取扱い

（ア） 応募書類その他の提出された書類は変更できないものとし、返却しない。

（イ） 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、鳥取県情報公開条例（平成12年3月28日鳥取県条例第2号）の規定に基づき開示することがある。

(ウ) 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために県議会に提出することがある。

(エ) (3) の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合がある。

ウ 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とし、鳥取県はその一切を負担しない。

エ その他

本件業務に関係する法令及び鳥取県条例規則を承知の上で応募すること。

3章 委託業者の選定方法及び契約締結

1 委託業者の選定方法等

(1) 選考及び審査

ア 第1次審査（書類審査）

公募により応募のあった法人等について、事務局が提出された書類の審査を行い、第1次審査通過法人等を決定する。

審査内容は次のとおりで、全ての法人等が審査基準を満たしている場合、全ての法人等は第2次審査に進める。

なお、第1次審査の可否の結果に係る通知は、応募書類提出期限後概ね2週間後に全ての法人等に対して行う。

- | |
|---|
| ① 募集要領で示した提出書類は全てそろっているか。 |
| ② 提案見積額は委託料の上限額を上回っていないか及び下限額を下回っていないか。 |
| ③ 募集要領で示した募集資格要件を全て満たしているか。 |

イ 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

第1次審査で選考された法人等から学識経験者等の委員で構成する鳥取県立皆成学園等給食調理業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において評価基準に基づいて各委員が審査した評点の合計点により、受託の候補者（以下「受託候補者」という。）の選定を行う。

項目	内容
留意事項	① プレゼンテーションの日時、場所、実施方法等は、第1次審査を通過した法人等に別途通知する。 ② 提案内容の説明は、概ね次のとおりとする。 ○提案書に基づく説明 ○特にアピールしたい提案等についての説明 ○質疑応答 ③ プレゼンテーション時にパソコン・プロジェクター等を使用する場合は、各法人等で用意すること。なお、スクリーン及び電源延長コードは皆成学園で用意する。
選定の方法	ヒアリングを行い、安全で安心な給食を提供することを基本とした別紙「審査に当たっての基本的な考え方」（P14, P15）を基に、提案された内容を審査する。
評価基準	「審査に当たっての基本的な考え方」に基づき審査を行う。

候補者の選定	① 第 2 次審査で審査した合計評価点をもって、最高点（1 位）の法人等を受託候補者とする。 ② 業者の選定に際して評価が同点の場合は、「審査に当たっての基本的な考え方 2 適切な給食調理を確実に実施できる者であること」の評価点が、より上位の法人等を選定する。 ③ 審査会で選定した業者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の法人等を受託候補者とする。
--------	--

（2）受託候補者の公表

（1）のプレゼンテーションの後、審査会での審査結果を踏まえ受託候補者を選定する。その審査結果は、応募書類を提出した全ての法人等に書面で通知するとともに、受託候補者の名称、点数等をホームページ等で公表する。

なお、受託候補者に選定された者は、提出書類を記録した電磁的記録媒体を 2 章－3－（2）の場所に提出するものとする。

（3）審査委員会の審査結果に対する異議申出

ア 応募者又は受託候補者に選定しようとする法人等（以下「応募者等」という。）は、審査委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して 4 日以内に、皆成学園長（以下「園長」という。）に異議を申し出ることができる。この場合において、当該 4 日間の計算は、その期間に休日等を含めない。

イ 異議の申出は、次の事項を記載した書面により、2 章－3－（2）の場所に申し出ること。

（ア）異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名

（イ）異議申出の趣旨及び理由

（ウ）異議申出の年月日

ウ 園長は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査会の審査に付し、受託候補者に選定しようとしていた法人等関係者から意見等を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果に応募者等に通知するとともに、ホームページ等で公表する。

なお、再審査結果に対する異議の申出はできない。

（4）選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、受託候補者の選定の対象から除外する。（1）の決定を受けた受託候補者が、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 審査会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類等の提出後に事業計画の内容を変更したとき。

オ その他不正な行為があったとき。

（5）試食会の開催

受託候補者は、委託業務の開始前に、鳥取県立皆成学園等の指示に従い、保護者及び職員等を対象とした試食会を開催するものとする。この費用は受託候補者の負担とする。

2 契約の締結

(1) 契約の締結

ア 県及び1の(1)により指定を受けた受託候補者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、令和9年3月末までに契約を締結するものとする。

イ 契約の内容として予定する項目は、次のとおりである。

(ア) 受託者の責務

(イ) 業務の内容に関する事項

(ウ) 県が支払う委託料の額及び支払方法等に関する事項

(エ) 記録及び報告に関する事項

(オ) 適正な業務の遂行が困難になった場合の措置等に関する事項

(カ) 責任分担に関する事項

(キ) 個人情報保護その他の管理上の留意事項

(ク) その他

(2) 留意事項

受託候補者が(1)の契約の締結までの間に、第1章の3「委託期間」のただし書きの契約解除要件に記載された事項に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことがある。

3 実施状況の報告等

報告等の内容については、「鳥取県立皆成学園等給食調理業務委託仕様書『7章 記録及び報告等』(P20)」を確認すること。

4章 その他

1 適正な委託業務の継続が困難になった場合における措置

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の適正な実施が困難になった場合、関係諸法令及び契約条項に違反した場合又はそれらのおそれが生じた場合には、県は、受託者に対して本件業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。

この場合において、受託者が、県が指定する期間内に改善することができなかった場合には、県は契約を解除することがある。

(2) 受託者の財務状況が著しく悪化し、本件業務の適正な実施の継続が困難と認められる場合には、県は、契約を解除することがある。

(3) (1) 又は (2) により契約が解除された場合において、県に損害が生じたときは当該契約を解除された受託者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他県及び受託者の責めに帰することができない事由により委託業務の適正な実施の継続が困難となった場合には、県及び受託者は、当該委託業務の継続の可否について協議するものとする。

2 災害時の施設使用

(1) 次のいずれかに該当する場合には、受託者は、委託業務について県の指示に従わなければならない。

ア 地震等の災害又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）に当たり、県が必要な措置を

とるとき。

イ 鳥取県立皆成学園等について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 148 条の規定により県が避難施設の指定をして必要な措置をとるとき。

ウ 鳥取県立皆成学園等について、倉吉市地域防災計画により倉吉市から、避難のための立退き先又は広域応援活動拠点としての指定に係る同意の申出があったとき。

（２）（１）の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び受託者が協議の上、決定する。

（３）地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために鳥取県立皆成学園等について県が必要と認める措置をとるときは、協力すること。

3 添付資料

（１）令和 8 年度鳥取県立皆成学園等給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル様式集（別紙 1）

（２）鳥取県立皆成学園等給食調理業務委託仕様書（別紙 2）

（３）鳥取県立皆成学園等給食調理業務委託仕様書に係る別紙（別紙 3）

（４）鳥取県立皆成学園等給食調理業務企画提案書作成要領（別紙 4）

（５）実施献立表と発注計画（別紙 5）

4 その他

（１）応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。

(別紙)

審査に当たっての基本的な考え方

	選 定 基 準	審 査 項 目	配点
1	障がい児施設及び特別支援学校の給食調理に対して十分なものであること。	○基本的な考え方の適合性 ・障がい児施設及び特性の理解 ・調理特性の理解 ・運営の方針 ・医療施設又は介護・福祉施設での調理業務に関し5年以上の経験若しくは同等以上の経験を有する管理栄養士又は栄養士、調理責任者の配置 ・受託の方針（食の安全の確保）	0点 必須 事項
2	適切な給食調理を確実に実施できる者であること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策等） ・栄養管理及び献立管理 ・個人対応への方法、記録の作成 ○管理の基準 ・食数管理、食事及び申し込み ・特別な配慮が必要な食事 ・行事並びに弁当調製への対応 ・給食材料の調達 ・地産地消の推進方法 ・加工品、冷凍食品使用の考え方 ・食材料の安全の確保方法 ・調理業務 ・盛り付け業務 ・配膳、運搬業務 ・下膳、運搬業務 ・食器・器具類の洗浄、消毒及び保管 ・残飯、残菜及び厨芥等の廃棄、処理等 ・衛生管理 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・利用者等の要望の把握	55点
3	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。	○組織及び職員の配置等 ・適切な職員配置 ・職員の教育（調理研修、人権研修） ・規律、服装	30点

	(指定手続条例第5条第3号)	・給食会議への参加 ○緊急時の対応 ・非常時及び事故発生時の対応 ・委託業務の代行者の指定 ・記録及び報告 ・他の施設の受託状況 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業の認定 ・ISO・TEASの認証等 ・その他	
4	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。	委託料に係るもの 配点－提案価格順位＋1 ※提案価格順位は、最も安価な額を提示した者から順に順位付けする。同額の者が複数いる場合は同順位とする。算定した結果が負になる場合は0点とする。	15点
5	個人情報の漏えい等の有無	過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか。	0点 ※有の場合は－5点